

「2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例」等の制定について

2020年4月21日
株式会社名古屋証券取引所

1. 趣 旨

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化懸念は、マクロ経済の動向や企業業績に与える影響の不確実性の増大を通じ、実体経済と株式市場の双方に大きなインパクトを与えております。

当取引所では、企業活動への影響度合いを踏まえ、上場会社及び上場申請（予定）会社に対する現行の上場制度の適用につき、実態に応じた柔軟な取扱いを可能にするため、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮した特例を新設いたします。

2. 概 要

(備 考)

(1) 上場審査基準の特例

① 監査意見

- ・上場申請会社において、新型コロナウイルス感染症の影響により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載されている場合も基準を充足するものとします。
- ・市場変更、一部指定基準においても同様の取扱いとします。

- ・2020年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）第3条第1項等
- ・特例第3条第2項、第4条等

(2) 上場廃止基準の特例

① 債務超過

- ・上場会社が、新型コロナウイルス感染症の影響により債務超過の状態となった場合は、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。
- ・指定替え基準においても1年間の猶予期間を新設します。

- ・特例第6条第1項等
- ・特例第5条等

② 業績

- ・セントレックスの上場会社が新型コロナウイルス感染症の影響により営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合は、その年度の業績は対象外とします。

- ・特例第6条第3項等

(3) 上場審査料等の特例

- ・新規上場申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響により上場承認に至らなかった場合であって、3年以内に再び新規上場申請を行うときは、上場審査料を無料とします。

- ・特例第2条等

3. 施行日

- ・2020年4月21日から施行します。
- ・項番2.(2)については、2020年3月13日以後に終了する事業年度の末日とするものから適用します。

以 上